

# 平成29年度甲種防火管理新規講習会要綱

## 1 目的

消防法施行令第3条第1項に基づき、防火管理者の資格取得を希望するものを対象に防火管理者としての必要な知識を習得させ、消防法第8条に定める防火管理者の資格を付与することを目的とする。

## 2 講習区分

甲種防火管理新規講習

## 3 講習の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年9月21日(木)・22日(金)  
※両日とも9時30分から16時30分まで
- (2) 場 所 茨城県龍ヶ崎市馴馬町2612番地  
龍ヶ崎市文化会館「小ホール」  
TEL 0297-64-1411
- (3) 定 員 100名

## 4 受講申込書の受付について

- (1) 受付期間 ① 平成29年8月23日(水)9時00分から12時00分まで  
龍ヶ崎市文化会館「小ホール」で受付を行います。  
※定員になり次第受付を締め切ります。
- ② 上記受付日に定員とならなかった場合は、翌日の8月24日(木)から9月15日(金)までの開庁時に稲敷広域消防本部3階「予防課」で受付を行います。  
※定員になり次第受付を締め切ります。
- (3) 申込方法 受講者本人の認印及び証明写真(縦3cm,横2.5cm 裏に氏名を記入する)を持参し、所定の申込用紙で申し込むこと。  
※申し込み当日に記入。事前配布はしない。  
※申し込みは代理人でも可能といたしますが、同時に複数人の申し込みは不可とする。  
※証明写真は、本人確認用であるため、デジカメによる写真用紙プリントでも可といたします。

## 5 講習日の受付について

- (1) 両日とも9時00分から9時20分までとなります。  
(講習は9時30分開始)
- (2) 受講者は時間を厳守し、認印を持参のうえ受付の際出席簿に押印願います。

6 修了証の交付

講習の全課程（2日間）を修了した者に修了証を交付する。

7 講習科目及び時間

科 目	時 間
防火管理の意義及び制度	2時間
火気管理	2時間
施設及び設備の維持管理	2時間
防火管理に係る訓練及び教育	2時間
防火管理に係る消防計画	2時間

8 講習科目の免除について

講習事項の一部を免除することができる者は、下記の免状等の保持者で、上記の講習科目「防火管理の意義及び制度」の2時間が免除されます。

- (1) 消防法施行規則第31条の6第6項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し、必要な知識及び技能が習得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
- (2) 消防法施行令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者

9 テキスト代 ¥5,580円

テキスト代は受講1日目に徴収いたします。つり銭のないようご用意願います。

10 その他

- (1) テキストは受講1日目にお渡しします。
- (2) 両日とも認印を忘れないこと。
- (3) 筆記用具を必ず持参すること。
- (4) この講習について不明な点がありましたら、下記の消防本部及び消防署に問い合わせてください。

【問い合わせ先】

稲敷広域消防本部予防課 0297-64-3744

龍ヶ崎消防署 0297-62-5131

牛久消防署 029-873-0119

いなほ消防署 029-892-0119

阿見消防署 029-887-0119

利根消防署 0297-68-3755